

# 付 録

統 計 用 語 の 解 説

## 統計用語の解説

- 完全失業者** 調査期間中に収入になる仕事を少しもしなかった者のうち、就業が可能でこれを希望し、かつ仕事を探していた者及び仕事があればすぐ就ける状態（積極的求職活動）で過去に行った求職活動（公共職業安定所に申し込む等）の結果を持っている者。
- 完全失業率** 労働力人口に占める完全失業者の割合であり、労働力の需給バランスを表す指標である。
- $$\text{完全失業率 (\%)} = \frac{\text{完全失業者数}}{\text{就業者数} + \text{完全失業者数}} \times 100$$
- 企業物価指数** 企業間の取引における物価水準の時間的変動を表す指標である。  
企業物価指数の計算には、原則として生産者に最も近い卸売業者の販売価格を用いる。なお、現行の指数は平成 17 年平均を基準（=100）とする。
- 休業者** 勤め人や自営業者が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合又は勤め人が 30 日以上休んでいても、賃金・給与をもらうか、もらうことになっている場合に休業者となる。
- 経営耕地** 農家及び農家以外の農業事業体が農作物等を作付しているか、又は作付を予定している耕地をいう。
- 兼業農家** 農家分類における農家区分の一種で、農家世帯員のうち兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。  
第 1 種兼業農家は農業を主（農業所得が他の労働所得より多い。）とする農家。  
第 2 種兼業農家は農業を従（農業所得が他の労働所得より少ない。）とする農家。
- 小売物価指数** 小売物価の水準の変動を表す指数。  
指数の計算には、価格データとして商品小売販売価格を使用する。
- 国勢調査** 全国を対象地域とする「人口センサス」の日本における固有名詞である。  
通常、5 年毎、10 年毎と定期的に行われ、単に人口数を数えるのみではなく、人口の種々の属性に関する統計を作成することを目的とする。
- 事業所** 工場、商店、事務所、学校などのように、物の生産又はサービスの提供を業として行われている個々の場所をいう。  
官庁、寺院、教会、労働組合なども事業所である。  
行商、個人タクシーなどのように働く場所が一定でない者は、それぞれ住居を事業所とみなすことになっている。
- 死亡率** 人口集団の死亡発生頻度を示す率で、通常、人口動態統計によって得られる死亡数を分子に、人口を分母にして計算される。
- $$\text{死亡率 (\%)} = \frac{\text{死亡者数}}{\text{人口}} \times 100$$
- 従業者** 事業所で働いているすべての人（役員、パート・アルバイト、個人事業主等を含む。）をいう。ただし、その事業所で働いている人であっても、そこから賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

就業者	<p>一般には何らかの職についている者をいうが、統計上の用語としては、就業者とは労働力人口のうち完全失業者以外の者をいい、従業者と休業者を合わせたものである。</p>
就職率	<p>求職者が一定の求職活動期間内に就職した者の比率をいう。厚生労働省職業安定局の業務統計では、職業安定所に求職の申込みをした求職者数（月間有効求職者数）に対する、同所の紹介斡旋を受けて就職した者の比率をいう。</p> <p>また、「学校基本調査」における就職率は、新規学校卒業者のうち卒業後すぐ就職した者（卒業年5月1日現在における就職者数）の割合をいう。</p>
従属人口指数	<p>年少人口（15歳未満）と老年人口（65歳以上）とを合わせて従属人口といい、その生産年齢人口（15～64歳）に対する比率をいう。</p> <p>これは年齢構造指数の一種であって、生産年齢層がどのくらいの割合で子供や高齢者を養っているかを示す。</p>
出生率	<p>統計書で使用される出生とは、すべての出産のうち、胎児が生存して生まれた場合の出産を指す。</p> <p>出生率とは期間（年次）出生率とコーホート出生率の2種類に大別される。この統計書は期間出生率を利用している</p>
消費者物価指数	<p>消費者が購入する商品及びサービスの一般的な価格水準の時間的変動を測定する指数である。</p>
人口集中地区	<p>市部・郡部別の地域境界が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、都市的地域の特質を明らかにする統計上の単位として、昭和35年国勢調査時に新たに設定されたもので、次の3条件により設定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国勢調査区を基礎単位とする。</li> <li>(2) 市区町村の境域内で、人口密度の高い調査区（原則、4,000人/k㎡以上）が隣接していること。</li> <li>(3) それらの地域の人口が5,000人以上であること。</li> </ol>
人口密度	<p>単位面積当たりの人口数をいい、人口の地域分布を測る指標の1つとして用いられる。統計書では、各年12月末人口/岩見沢市面積（単位：k㎡）で行っている。</p>
生産年齢人口	<p>青壮年人口とも呼ばれる働き盛りの人口のことで、その多くが労働力として生産活動を行っているところから、経済的観念が入りこんでそう呼ばれているが、実際に働いているかどうかは特に問われない。生産年齢人口は15歳以上、65歳未満とされている。</p>
センサス	<p>全数調査を表す。代表的なものに国勢調査、事業所・企業統計調査、世界農林業センサス等がある。</p>
単一経営経営体	<p>農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体。</p>
単一複合経営経営体	<p>農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体。</p>
年少人口指数	<p>年少人口の生産年齢人口に対する比率で、生産年齢層がどのくらいの割合で年少人口を扶養しているかを示す指標である。</p>

**農業経営体** 農産物の生産又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者。

ア 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の外形基準以上の規模の農業

- |              |   |        |
|--------------|---|--------|
| ①露地野菜作付面積    | 15  | アール    |
| ②施設野菜栽培面積    | 350                                       | 平方メートル |
| ③果樹栽培面積      | 10  | アール    |
| ④露地花き栽培面積    | 10  | アール    |
| ⑤施設花き栽培面積    | 250                                       | 平方メートル |
| ⑥搾乳牛飼養頭数     | 1   | 頭      |
| ⑦肥育牛飼養頭数     | 1   | 頭      |
| ⑧豚飼養頭数       | 15  | 頭      |
| ⑨採卵鶏飼養羽数     | 150                                       | 羽      |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1000                                      | 羽      |
| ⑪その他         | 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売金額 50 万円に相当する事業の規模 |        |

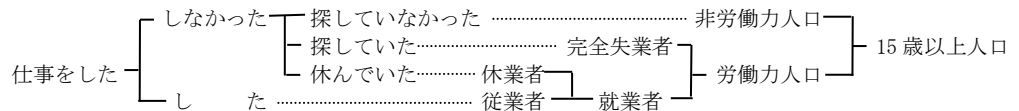
ウ 農作業の受託の事業

**農業経営体のうち家族経営** 農業経営体のうち、個人経営体（農家）及び法人経営体のうち一戸一法人。

**販売農家** 経営耕地面積が 30 アール以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家。  
 なお、農家とは調査期日現在の経営耕地面積が 10 アール以上の農業営む世帯又は経営耕地面積が 10 アール未満でも調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。

**複合経営経営体** 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割未満の経営体。

**労働力人口** 収入を得ることを目的とする仕事をしている人（就業者）と仕事はしていないけれども仕事を探している人（失業者）の総体を指し、経済活動人口ともいう。



**老年人口** 通常は、年齢 65 歳以上の人口を老年人口としている。  
 背景として、平均余命の伸長や老年社会保障の開始年齢の変遷などを考慮して先進諸国では一般となっている。

**老年化指数** 年齢構造指数のひとつで、年少人口に対する老年人口の比率をいう。

$$\text{老年化指数 (\%)} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

**老年人口指数** 従属人口指数のひとつ。老年人口の生産年齢人口に対する比率で、生産年齢層 100 人に社会的、経済的な面で負担となる年齢層である老年人口が何人になるかを示す指標である。

$$\text{老年人口指数 (\%)} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$



岩見沢市統計書  
2023年版

令和5年3月発行

発行 岩見沢市総務部庶務課  
岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号  
電話0126(35)4811